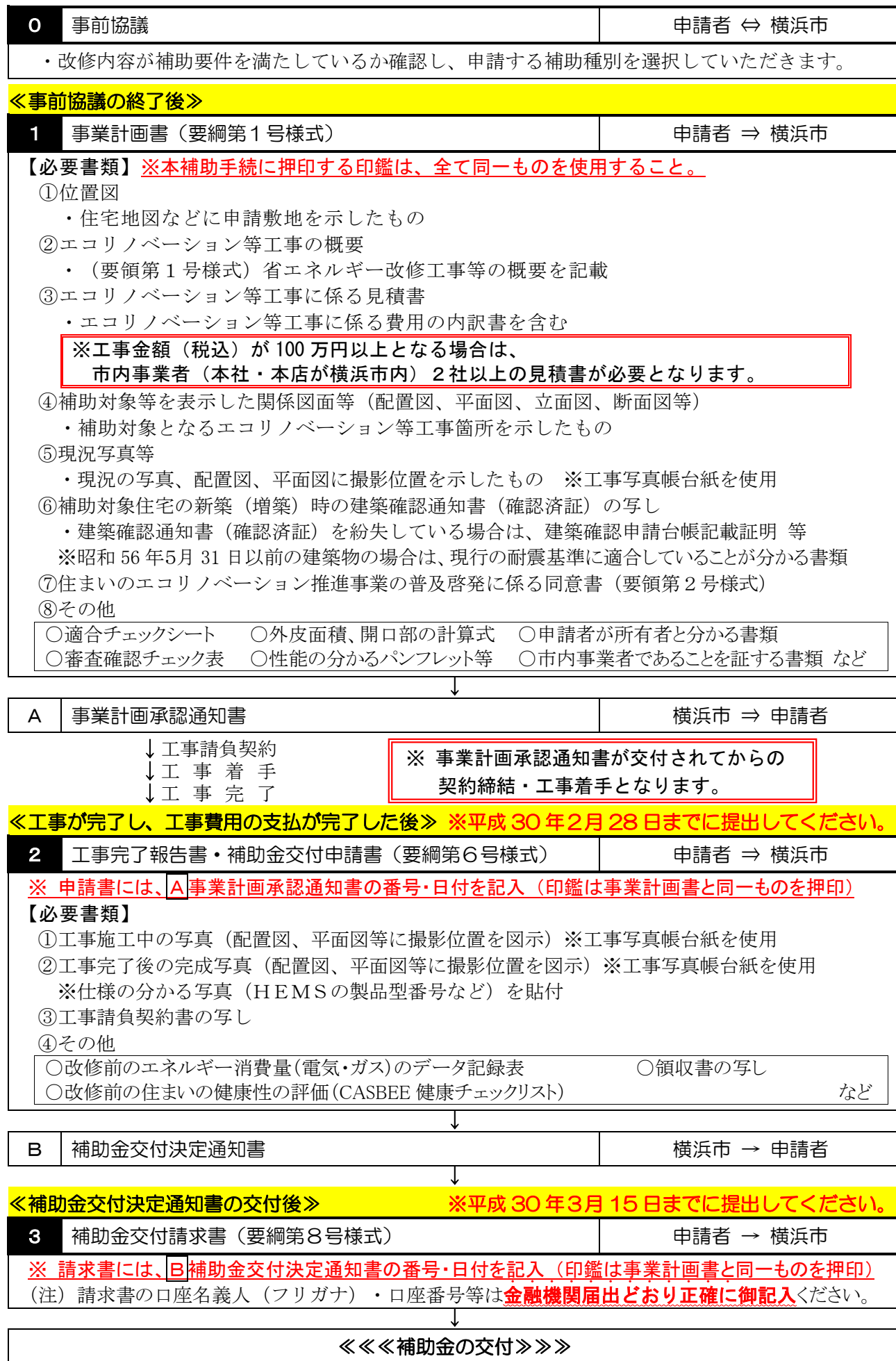


■ 手続の流れ ■



横浜市住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助制度について

2017/04

1 目的

低炭素社会の実現に向けて、新築住宅に比べストック数が多い既存住宅の省エネルギー改修等の対策を進めることが重要となっています。

本事業では、既存住宅を建て替えずに、「省エネ」かつ「健康」な住まいの基本となる、室内温度差の少ない住宅の普及を目指し、「住宅全体の断熱性の確保」につながるエコリノベーション工事等を行うとする住宅所有者に対して、これに要する費用の一部を補助することにより、民間住宅市場における既存住宅の温暖化対策を誘導し、市内企業等の技術力の向上、市民への普及啓発等の取組を推進することを目的とします。

2 補助金額・補助要件等

補助種別	一般改修住宅	特定改修住宅
補助金額	エコリノベーション等工事（省エネ改修等に係る工事部分に限る）に要する費用の3分の1（千円未満の端数切捨て）	
	（上限金額）40万円	（上限金額）80万円
補助件数	約30件程度	
補助要件	エコリノベーション等工事（次頁「6 補助要件等」参照）	
	改修内容	住宅全ての開口部を断熱改修するエコリノベーション等工事
その他	普及啓発活動への協力（下記「7 普及啓発の協力」参照）	

※ 同一所有者に対する補助は、同一年度内に10戸を限度とします。

※ 受付先着順。予算額に達した時点で受付を終了します。

3 対象住宅

○横浜市内に存する次に掲げる住宅 ※分譲住宅・賃貸住宅の別を問いません。

- ・一戸建ての住宅（棟単位）
- ・共同住宅及び長屋（住戸単位） ※寮・社宅は対象外

○耐震性能を有する建築物

次のいずれかの要件を満たすもの

- ・昭和56年6月1日以降に建築確認を得て着工したもの（増築等を含みます。）
- ・現行の耐震基準に適合させる改修工事が施工されているもの（年度内に耐震改修工事が完了するものを含みます。） ※ただし、本市の耐震改修補助制度との併用はできません。

4 対象者

対象住宅の [所有者] 又は [区分所有者]

※ 法人、団体及び組合等を含みます。

※ 市内の在住又は所在を問いません。

5 対象工事の発注先

原則、 [市内事業者]

※ 工事金額（税込）が100万円以上となる場合は、市内事業者（本社・本店が横浜市内であるもの）2社以上の見積書が必要となります。

6 補助要件等（補助金交付対象工事）

エコリノベーション等工事として、次の(1)、(2)の両方を満たすもの

(1) 概ね10%以上の省エネ率

建物全体におけるエネルギー消費量が、改修前と比較して概ね10%以上の省エネ効果が見込まれる改修工事

【基準】概ね10%以上の省エネ効果が見込まれる改修工事

次のいずれかに定めるもの

○別表1に掲げる改修タイプA～Dのいずれか1以上の内容を満足し、別表2の仕様例で行う改修工事

○改修前の住宅全体のエネルギー消費量に対して省エネ率が概ね10%以上となることを計算した改修工事

(別表1) 省エネ率が概ね10%以上となるものとみなす改修タイプ表

タイプ名	断熱改修				設備改修			
	開口部	床	外壁	屋根(天井)	暖房	給湯	換気	その他
タイプA	全居室の全窓	住宅全体(いずれか1種類)			—	—	—	—
タイプB	全居室の全窓	—	—	—	いずれかの設備改修1種類以上			
タイプC	主たる居室の全窓以上	—	—	—	いずれかの設備改修1種類以上			
タイプD	その他居室1室の全窓以上	—	—	—	いずれかの設備改修2種類以上			

(別表2) 別表1における改修メニューの仕様例

項目	仕様・メニュー例	
断熱改修	原則として、「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針」附則5を満足するものとする。	
設備改修	暖房	高効率熱源機(効率が10%以上向上する集中ボイラ、組込型エアコン等)
	給湯	高効率給湯器(潜熱回収型給湯器、ヒートポンプ給湯器、ヒートポンプ・ガス瞬間式併用給湯器)、太陽熱給湯器
	換気	熱交換型換気設備(ダクト式第1種換気設備の場合に限る)
	その他	家庭用コージェネレーション設備、太陽光発電設備(3.0kW以上)

(備考)

1 上記のタイプ表は事業要件を満たす最低限の改修メニューの組合せを示したものであり、タイプ表の組合せを満足し、その他の省エネ改修と組み合わせることも可とする。

2 開口部には窓、居室に面する玄関ドア、勝手口ドアを含む。「主たる居室」とは、就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等のことをいい、居間、ダイニング(食事室)、主に居室の用に供する台所を指す。「その他の居室」とは、主たる居室以外の居室で、寝室、子ども室、和室等が該当する。

(2) HEMS(家庭用エネルギー管理機器)※の設置

※ECHONET Lite 規格を標準インターフェイスとして搭載し、家全体のエネルギー使用量について、見える化が図られているものに限る。

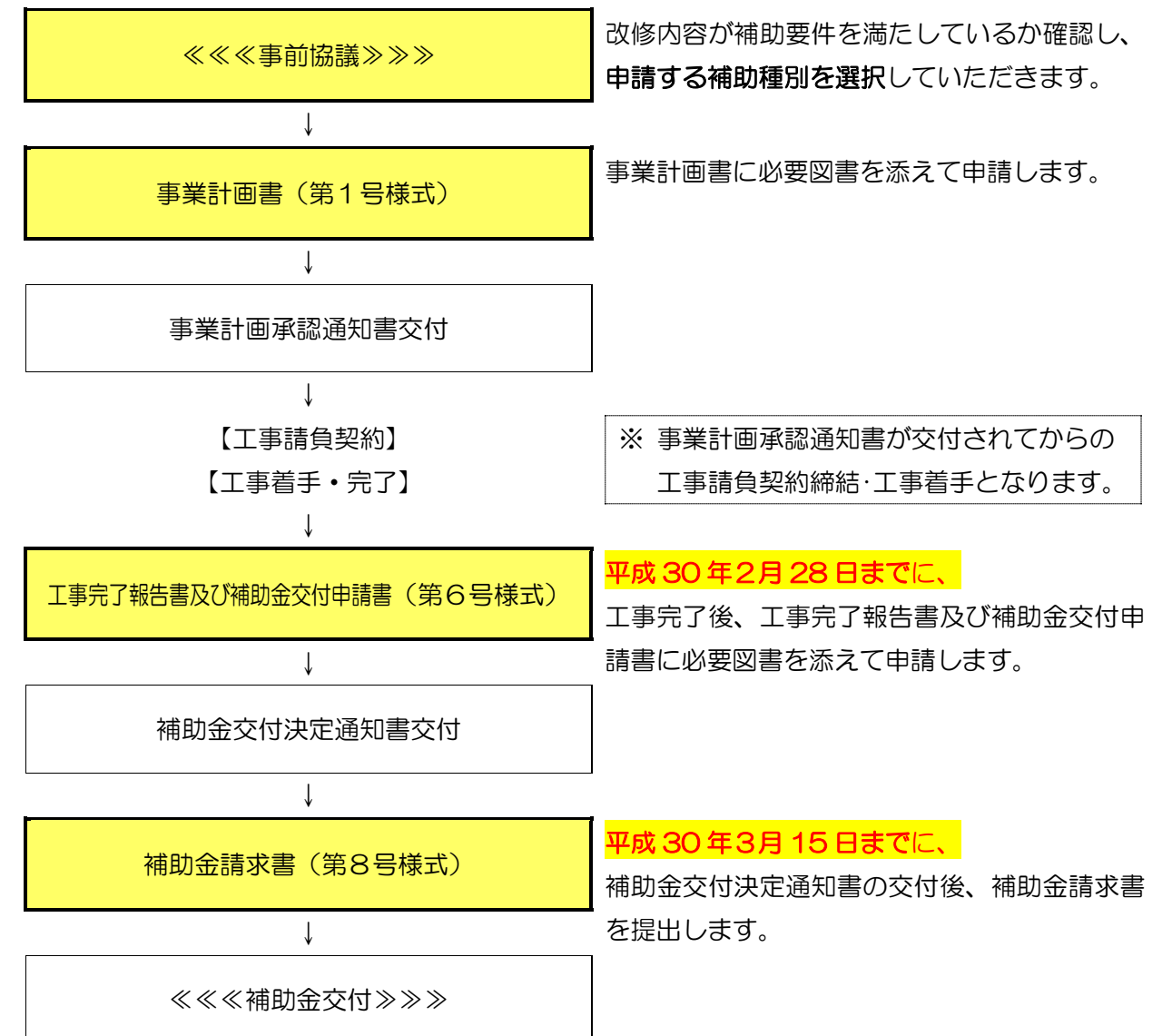
7 普及啓発への協力

補助対象者には、次に掲げる普及啓発活動に御協力いただきます。

- 改修前及び改修後のエネルギー消費量(電気・ガス)のデータ記録(一年間)
- 改修前及び改修後の住まいの健康性の評価の実施(CASBEE健康チェックリスト)
- ホームページ、パンフレット及び展示等へ掲載するため、改修内容や改修前後の写真、図面及び各種データ等の公表
- その他、アンケートなどの普及啓発活動への参加等

※「住まいのエコリノベーション推進事業の普及啓発に係る同意書」を御提出いただきます。

8 手続の流れ(概要)



◇◇◇ 横浜市住まいのエコリノベーション(省エネ改修)補助制度ホームページ ◇◇◇

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/housing/sumai/hoio/index.html>

■ 担当課 ■

◆補助基準等の確認・事前協議・申請書提出先◆

横浜市住宅供給公社 街づくり事業課(エコリノベ補助担当)

(電話) 045-451-7740

〒221-0052 横浜市神奈川区栄町8-1(ヨコハマポートサイドビル5階)

◆制度全般について◆

横浜市 建築局住宅政策課

(電話) 045-671-2922 (FAX) 045-641-2756

(Eメール) kc-jutakuseisaku@city.yokohama.jp

〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1(JNビル4階)